

事務事業調査 (37)

事務事業名		印鑑登録証明書交付事業											住民・国保分科会	
事業概要		印鑑登録証明書の交付に係る手数料を徴収する。												
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3
	印鑑登録証明書	300円	300円	300円	300円	200円	300円	200円	300円	300円	300円	200円	300円	300円
	印鑑登録証再交付	無料	300円	無料	無料	無料	300円	無料	無料	300円	300円	無料	無料	無料
	全体の歳入(円)	26,925,600	6,312,600	1,415,400	2,391,900	1,178,200	1,742,400	1,455,600	2,149,200	1,249,200	3,975,300	—	—	—
	例示1の場合の増減額(円)	△8,975,200	△2,190,600	△471,800	△797,300	0	△597,600	0	△716,400	△427,000	△1,366,100	△15,542,000	—	—
	例示2の場合の増減額(円)	0	△129,600	0	0	589,100	△25,200	727,800	0	△15,900	△61,500	—	1,084,700	—
	例示3の場合の増減額(円)	0	△129,600	0	0	589,100	△25,200	727,800	0	△15,900	△61,500	—	—	1,084,700
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> <li>松田町、開成町の2町は200円、その他2市6町は300円の同額である。(松田町・開成町は印鑑登録証明書の手数料を300円に平成20年4月1日改正)。</li> <li>南足柄市、山北町、真鶴町及び湯河原町は再交付手数料が有料であり、他の1市5町は無料である。</li> </ul>												
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)			川越市(334千人)			横須賀市(421千人)			岡崎市(368千人)		姫路市(535千人)	
	印鑑登録証明書	400円			150円			300円			200円		250円	
	印鑑登録証再交付	無料			無料			無料			無料		無料	
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>例示1に合わせた場合は、松田町、開成町以外の2市6町の住民の負担は軽減する。</li> </ul>												
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>例示2に合わせた場合は、松田町、開成町の住民が負担増になり、不満が想定される。</li> <li>例示1に合わせた場合は、多くの住民が負担減となるが、大幅な収入減に繋がることから、証明書の発行コストを検証し、受益者負担の適正化の観点から手数料の検討を行う必要がある。</li> </ul>												
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度決算では、全体の歳入は、48,795,400円となる。</li> <li>例示1に合わせた場合、全体で15,542千円の歳入減となる。(各市町の増減額は上記の表のとおり)</li> <li>例示2に合わせた場合、全体で1,084千円の歳入増となる。(各市町の増減額は上記の表のとおり)</li> <li>例示3に合わせた場合、全体で1,084千円の歳入増となる。(各市町の増減額は上記の表のとおり)</li> </ul>												
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>負担の公平の原則により適正な料金を設定するため、算定根拠等を考慮の上、統一が図られるよう調整する。</li> </ul>												

事務事業調査 (44)

事務事業名		国民健康保険料(税)の賦課方式事業											住民・国保分科会	
事業概要		国民健康保険被保険者に保険料を賦課する												
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3
	料・税別	料	料	税	税	税	税	税	料	税	料	税	料	税
	条例規定方式	按分率明示	按分率明示	税率明示	税率明示	税率明示	税率明示	税率明示	按分率明示	税率明示	按分率明示	税率明示	按分率明示	税率明示
	賦課方式	4方式	4方式	4方式	4方式	4方式	4方式	4方式	4方式	4方式	4方式	4方式	4方式	4方式
	所得割算定方式	市県民税	旧ただし書	旧ただし書	旧ただし書	旧ただし書	旧ただし書	旧ただし書	旧ただし書	旧ただし書	旧ただし書	旧ただし書	市県民税	旧ただし書
	応能割合 <sup>注1</sup>	60%	50%	58%	53%	52%	52%	58%	65%	47%	55%	58%	60%	55%
	応益割合 <sup>注1</sup>	40%	50%	42%	47%	48%	48%	42%	35%	53%	45%	42%	40%	45%
	被保険者一人当たり 保険料 <sup>注2</sup> (単位:円)	95,947	95,710	94,921	90,721	90,904	86,166	83,213	107,062	95,447	103,190	83,213	95,947	94,328
	例示1とした場合の 負担増減額(単位:千円)	974,443	195,065	45,708	37,660	37,324	14,886	0	147,935	53,866	284,412	1,791,299	—	—
	例示2とした場合の 負担増減額(単位:千円)	0	△3,699	△4,005	△26,213	△24,473	△49,306	△67,375	68,946	△2,201	103,118	—	△5,208	—
例示3とした場合の 負担増減額(単位:千円)	123,890	21,571	2,315	△18,092	△16,616	△41,144	△58,809	78,989	4,926	126,168	—	—	223,198	
現状の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険は、被用者保険加入者以外を被保険者としており、高齢者の比率が高く、所得水準が低いため、財政状態が危機的状況にある。</li> <li>小規模自治体については、国保制度の運営効率上の問題が指摘されている。</li> <li>国民健康保険料・税の賦課・算定基礎・算定方式は、自治体に広く裁量を与えられており、各市町の判断により、実情に即した方式を採用している。</li> <li>6町が「税方式」、2市2町が「料方式」を採用しており、滞納処分における優先順位(料だと他の税より優先順位が低い)、時効(税は5年、料は2年)などに違いがある。</li> <li>所得割算定方式については、小田原市以外の市町は「旧ただし書き方式」を採用しているが、小田原市は「市県民税方式」を採用している。</li> <li>応益割(均等割・平等割の計)と応能割(所得割・資産割の計)の割合が市町により異なっている。</li> </ul>													
類似中核市の サービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)			川越市(334千人)			横須賀市(421千人)			岡崎市(368千人)		姫路市(535千人)	
	料・税別	税			税			料			料		料	
	賦課方式	4方式			2方式			3方式			4方式		4方式	
	所得割算定方式	旧ただし書			旧ただし書			旧ただし書			市民税所得割		旧ただし書	
	被保険者一人当たり 保険料 <sup>注2</sup> (単位:円)	98,244			91,663			88,160			92,003		86,289	
合併を想定した 場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者数が多くなればなるほど、安定的な保険財政運営が可能となる。</li> <li>効率的な制度運営が可能となり、電算システム経費、滞納処分経費等の軽減が図られる。</li> </ul>												
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>小田原市の保険料水準に合わせた場合、箱根町、湯河原町以外の住民からの不満が想定される。</li> <li>応益割(均等割・平等割の計)と応能割(所得割・資産割の計)の割合を統一する必要がある。</li> <li>平成20年度からの国民健康保険料の賦課に関する法令(国民健康保険法施行令)の変更、後期高齢者医療制度施行等に伴う保険料や繰入金への影響は、現時点で不明のため考慮してない。</li> </ul>												
	財政面への 影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>低保険料水準に合わせた場合、全体で約18億円の歳出増となる。各市町の増減額は上記表のとおり。</li> <li>小田原市の保険料水準に合わせた場合、全体で約5百万円程度の歳出減となる。各市町の増減額は上記表のとおり。</li> <li>各市町の平均的水準にした場合、全体で約2億2千万円の歳出増となる。各市町の負担の増減は上記表のとおり。</li> </ul>												
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者一人当たりの保険料を算定するにあたって、各市町の国保事業経費と財政負担の現状を検討する。</li> <li>合併を機に、より公平な賦課方式等の検討を行う。</li> <li>被保険者一人当たりの保険料額、賦課方式等の見直しによる急激な保険料の負担増を避けるため、時限措置として不均一課税(賦課)の導入を検討する。</li> </ul>												

\* 注意1: 条例規定方式が按分率明示の場合、応能割合・応益割合の按分率は条例上に記載されていますが、税率明示の場合は記載されていません。税率明示の場合の按分率は、実際の保険料の割合を準用しています。

\* 注意2: 被保険者一人当たり保険料は平成19年度本算定時の調定額(請求額)を本算定時の被保険者数で割り、小数点以下を切り捨てた金額です。



事務事業調査 (50)

事務事業名		安全・安心まちづくり事業（防犯灯整備維持管理）										住民・国保分科会			
事業概要		安全・安心なまちづくりを進めるため、防犯灯の整備及び維持管理を行う。													
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	防犯灯設置方法	自治会設置	市で設置	町で設置	町で設置	自治会設置	自治会設置	町で設置	町が設置	町で設置	区で設置	各市町の維持管理費合計 87,310 (千円)	小田原の単価にした時の維持管理費合計 79,458 (千円)	防犯灯の 平均値での 維持管理費 合計 95,260 (千円)	
	整備費補助金	柱とも新設は、補助率85%・限度額53,550円 東電柱に新設は、補助率85%・限度額30,600円 補修・撤去は、限度額14,000円	補助金なし	補助金なし	補助金なし	防犯灯の設置・移設等が補助対象補助率80% 限度額1基48千円	工事費の7割を助成・限度額の設定はない。	補助金なし	補助金なし	補助金なし	助成金				
	維持管理方法	自治会管理	市で管理	町で管理	町で管理	自治会管理	自治会管理	町で管理	町で管理	町で管理	区で管理				
	維持管理補助金	防犯灯1灯につき補助額2,870円 内訳 年間電気料2,220円 蛍光灯代650円	補助金なし	補助金なし	補助金なし	防犯灯1灯につき補助額1,000円 電気料は町が負担	電気料全額町が負担 電球以外は7割助成 年間電気代370万円	補助金なし	補助金なし	補助金なし	委託料				平均値 4,280円
	防犯灯1灯の維持費	3,570円	4,150円	4,180円	—	4,800円	3,940円	5,830円	2,600円	—	—				
	防犯灯数	14,200灯	3,000灯	1,064灯	1,240灯	1,090灯	1,500灯	1,208灯	176灯	1,440灯	3,220灯				
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯灯の計画的な設置（整備）や維持管理を行政が行うか、地域（自治会）が行うかに分かれている。防犯灯の設置や維持管理を地域の団体が行っている市町は補助率が異なる。</li> <li>類似中核市の川越市や岡崎市より10,000灯ほど防犯灯が多いので、同規模の中核市と比べコストがかかる。</li> </ul>													
類似中核市のサービス水準	都市名（人口）	宇都宮市（504千人）			川越市（334千人）			横須賀市（421千人）			岡崎市（368千人）		姫路市（535千人）		
	防犯灯の数	約34,100灯			約19,450灯			約27,800灯			約19,500灯		約42,000灯		
	維持管理	自治会	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
合併を想定した場合	メリット	全域的に行うことで、市町間の街路の明るさが是正され、安全安心の街づくりに寄与する。													
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯灯の設置や維持管理を行政か地域の団体（自治会等）いずれが行うのか統一する必要がある。</li> <li>地域の団体（自治会等）が防犯灯を管理する場合は補助率を統一する必要がある。</li> </ul>													
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政が防犯灯の設置や維持管理をする場合は財政面の影響はないが、地域の団体（自治体等）が管理する場合は補助率により影響が出る。</li> <li>小田原市の維持管理方法で防犯灯を管理すれば、経費が軽減できる。</li> </ul>													
	対応策	補助金を支給する場合は、地域の団体（自治会等）の負担を配慮しながら調整を図り、補助率の根拠を示して理解を求める。													

事務事業調査 (51)

事務事業名		ごみ分別収集事業													環境・防災分科会	
事業概要		資源循環型の社会の実現に向けて、ごみを可燃物や資源物などに分別し収集を行う。														
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3		
	分別数	9分類 18品目	4分類 18品目 (2品目試行中)	5分類 15品目	10分類 22品目	5分類 14品目	6分類 10品目	5分類 17品目	6分類 14品目	8分類 12品目	8分類 12品目	10分類 22品目	9分類 18品目	7分類 15品目		
	収集頻度	可燃ごみ	2回/週	3回/週	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週	3回/週	3回/週	3回/週	3回/週	2回/週	2回/週	
		紙類	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2~3回/月	2回/月	1回/週	2回/月	1回/4週	1~2回/月	1回/週	2回/月	2回/月	
		ペットボトル	2回/月	3回/月	2回/月	2回/月	2~3回/月	2回/月	1回/週	2回/月	隔週1回	2回/月	1回/週	2~3回/月	2回/月	
	資源化率	プラスチック製容器包装(トレのみ含)	2~3回/月	3回/月	2~3回/月	2~3回/月	2~3回/月	2回/月	1回/週	—	—	—	1回/週	2~3回/月	3回/月	
		焼却灰含まず	28.2%	24.6%	21.1%	23.7%	24.2%	19.6%	25.2%	4.9%	13.8%	13.1%	28.2%	28.2%	19.8%	
		焼却灰含む	32.4%	24.6%	22.5%	25.1%	25.6%	19.6%	25.2%	4.9%	13.8%	13.1%	32.4%	32.4%	20.7%	
		指定袋の導入状況	家庭系可燃ごみのみ	家庭系可燃ごみのみ	家庭系・事業系可燃ごみ	家庭系・事業系可燃ごみ	家庭系・事業系可燃ごみ	家庭系可燃・不燃ごみ	家庭系・事業系可燃ごみ	家庭系・事業系可燃ごみ	推奨袋制	推奨袋制	家庭系可燃・不燃ごみ・事業系可燃ごみ	家庭系可燃ごみのみ	家庭系・事業系可燃ごみ	
	公共収集の状況	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収	ステーション回収		
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの分別数については、各市町で異なっている。最も分別が細分化されているのは、大井町である。</li> <li>箱根、真鶴、湯河原町では、プラスチック製容器包装の分別を行っていない。</li> <li>収集頻度については、ペットボトルを除き各市町で異なっている。</li> <li>指定袋は、真鶴町、湯河原町以外の市町では、家庭系可燃ごみに導入している。また、事業系可燃ごみに導入している町もある。</li> </ul>														
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市 (504千人)			川越市 (334千人)			横須賀市 (421千人)			岡崎市 (368千人)			姫路市 (535千人)		
	分別数	5種 10品目			4種 7品目			4種 6品目			6種 12品目			12品目		
	収集頻度	可:2回/週、紙:1回/週 ペ:1回/週、プ:1回/週			可:3回/週、紙:集団回収 ペ:1回/週、プ:分別していない			可:2回/週、紙:集団回収 ペ:1回/週、プ:1回/週			可:2回/週、紙:拠点回収 ペ:1回/週、プ:1回/週			可:2回/週、紙:集団回収 ペ:2回/月、プ:1回/週		
	指定袋の導入状況	導入していない			導入していない			導入していない			可燃ごみ・不燃ごみ・紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装			可燃ごみ・プラスチック製容器包装・ミックスペーパー		
	公共収集の状況	ステーション回収			ステーション回収			ステーション回収			ステーション回収			ステーション回収		
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの分別数を高い水準に合わせることで、一層のごみ減量と再資源化を進めることができる。</li> <li>各市町の既存施設の処理区域を見直すことにより、効率的な収集ができる。</li> </ul>														
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの分別種類を統一するためには、ごみ処理・処分の統一を図るとともに、住民の合意や周知徹底化が必要となる。</li> <li>分別数の増加に対応した処理施設の整備(新設・改修)が必要になる。</li> <li>収集頻度を高い水準に合わせるとごみの発生抑制意識の低下が懸念されるので、適切な収集回数の検討が必要となる。</li> </ul>														
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>分別数、収集頻度が増加することによる、収集委託料等の増高。</li> <li>燃せるごみの減量化による、焼却経費、焼却灰処理費等の削減。</li> </ul>														
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>分別の細分化及び徹底が地域や地球環境の改善に寄与することなど、その効果等について啓発事業を実施する。</li> <li>収集頻度については、コストと住民の利便の両面から検討し、よりよい収集方法を検討する。</li> </ul>														



事務事業調査 (54)

事務事業名		ごみ処理手数料徴収事業											環境・防災分科会		
事業概要		処理施設に持込まれた廃棄物に対する処理手数料を徴収する。													
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	処理手数料(持込)(可燃)	25円/kg	200円/10kg (破碎を要する粗大等300円/10kg)	105円/10kg	105円/10kg	105円/10kg	15.75円/kg	15.75円/kg	無料	無料	無料	無料	25円/kg	105円/10kg	
	処理手数料(持込)(不燃)	25円/kg	200円/10kg	105円/10kg	105円/10kg	105円/10kg	15.75円/kg	15.75円/kg	10円/kg	無料	無料	無料	25円/kg	105円/10kg	
現状の分析		・各市町とも可燃物、不燃物の処理手数料は同額となっているが、金額にはばらつきがある。また、処理手数料を徴収していない町もある。													
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)		川越市(334千人)		横須賀市(421千人)		岡崎市(368千人)		姫路市(535千人)					
	処理手数料(持込)(可燃)	無料(家庭系)		持込は受け付けていない		15円/kg		100kgまで無料100kgを超えた場合51円/10kg		1000円/100kg					
	処理手数料(持込)(不燃)	無料(家庭系)		持込は受け付けていない		15円/kg		100kgまで無料100kgを超えた場合51円/10kg		1000円/100kg					
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理手数料を統一化することにより、各市町の住民の不公平感がなくなる。</li> <li>処理手数料を処理コストから算出し、適正な処理手数料(住民負担割合)を定めることにより、ごみの減量・資源化が推進される。</li> </ul>													
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理手数料の算定方法(算出基礎)が市町によって異なるため、住民の納得できる算定方法を検討する必要がある。</li> <li>現在、処理手数料を徴収していない町においては、住民の理解を得る必要がある。</li> <li>施設により処理コストが異なるため、統一した処理コストを設定することが難しい。</li> </ul>													
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>どの水準の処理手数料に定めるかによって、歳入の増減が変わる。(高い額に統一すれば歳入は増加するが、低い額に統一すると歳入は減少する。)</li> <li>例示2に合わせると、全体で2,900万円の増収が見込まれる。(総計約8,600万円から約1億1,500万円)</li> </ul>													
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理手数料の算定方法(算出基礎)を定め、住民説明等により、住民の理解を求めていく。</li> </ul>													

事務事業調査 (57)

事務事業名													し尿処理事業		環境・防災分科会	
事業概要													し尿収集及び浄化槽汚泥収集に係る処理手数料の賦課徴収・運営業務を行っている。			
区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3			
事業比較	し尿・浄化槽汚泥収集委託料	委託費積算に基づく算定	し尿収集運搬委託料のみ	し尿収集運搬委託料のみ	し尿収集運搬委託料のみ	し尿収集運搬委託料のみ	し尿収集運搬委託料のみ	し尿収集運搬委託料のみ	委託費積算に基づく算定(し尿のみ)	【し尿】収集実績+基本額 3,000千円	し尿は委託費積算に基づく算定 浄化槽汚泥は許可	し尿収集運搬委託料のみ し尿(定額制) 1人につき 月額 378円 (従来制) 36ℓにつき 378円	委託費積算に基づく算定	例示1と同じ		
	し尿・浄化槽汚泥収集手数料の額	【し尿】(定額制) 月額1人 220円 プラス1世帯 100円 (従量制) 一般家庭 36ℓにつき 260円 上記以外 36ℓにつき 310円 【浄化槽】一般家庭 36ℓにつき 270円 上記以外 36ℓにつき 310円	【し尿】(定額制) 月額1人 220円 プラス1世帯 100円 (従量制) 10ℓにつき 100円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 1人月額 360円 ※月1回を超える回数 1回につき加算 1人月額 360円×5割 (従量制) 36ℓにつき 360円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 1人月額 360円 ※月1回を超える回数 1回につき加算 1人月額 360円×5割 (従量制) 36ℓにつき 360円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 1人月額 360円 ※月1回を超える回数 1回につき加算 1人月額 360円×5割 (従量制) 36ℓにつき 360円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 1人月額 360円 ※月1回を超える回数 1回につき加算 1人月額 360円×5割 (従量制) 36ℓにつき 360円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 1人月額 360円 ※月1回を超える回数 1回につき加算 1人月額 360円×5割 (従量制) 36ℓにつき 360円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 月額1回につき 200円 プラス1人につき 200円 (従量制) 臨時(仮設トイレ) 36ℓにつき 500円 その他(一般) 36ℓにつき 250円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 世帯割 月額1世帯 300円 人数割 1人につき 100円 (従量割) 一般家庭 36ℓにつき 240円 普通世帯以外の世帯 36ℓにつき 200円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 月額1世帯 100円 1人につき 月額 220円 (従量制) 一般家庭 36ℓにつき 260円 上記以外 36ℓにつき 310円 【浄化槽】一般家庭 36ℓにつき 270円 上記以外 36ℓにつき 310円 【浄化槽】許可業者による	【し尿】(定額制) 月額1世帯 100円 プラス1人 220円 (従量制) 一般家庭 36ℓにつき 260円 上記以外 36ℓにつき 310円 【浄化槽】一般家庭 36ℓにつき 270円 上記以外 36ℓにつき 310円	例示1と同じ			
	し尿・浄化槽汚泥処理手数料の納付方法	納付書又は口座振込による徴収(し尿は2月毎)	納付書又は口座振替(3月ごと)	金銭登録機による収納	(し尿)納付書又は口座振込による徴収(し尿は2月毎)	納付書又は口座振込による徴収(し尿は2ヶ月ごと)	納付書による徴収3月ごと	(し尿)納付書又は口座振込による徴収(し尿は2月毎)	証紙制	【し尿】証紙購入による納付	徴収委託(し尿)	徴収委託(し尿)	納付書又は口座振込による徴収(し尿は2月毎)	例示1と同じ		



	し尿・浄化槽汚泥収集形態	委託	し尿(委託) 浄化槽(許可)	し尿(委託) 浄化槽(許可)	し尿(委託) 浄化槽(許可)	し尿(委託) 浄化槽(許可)	し尿(委託) 浄化槽(許可)	し尿(委託) 浄化槽(許可)	し尿(委託) 浄化槽(許可)	し尿(委託) 浄化槽(許可)	し尿(委託) 浄化槽(許可)	し尿(委託) 浄化槽(許可)	委託	例示1と同じ	
現状の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町のし尿の収集は委託制（市町と業者との契約）であるが、浄化槽汚泥の収集は小田原市が委託制、他市町は許可制（市民と業者との契約）である。</li> <li>し尿収集手数料が自治体により異なっている。</li> <li>各市町の公共下水道の普及状況に差がある。</li> </ul>														
類似中核市のサービス水準	都市名（人口）	宇都宮市（504千人）	川越市（334千人）		横須賀市（421千人）		岡崎市（368千人）		姫路市（535千人）						
	定額（月額）	一世帯270円、1人350円	一世帯180円、1人250円		1人100円		一世帯240円、1人280円		収集20ℓにつき50円、処分100ℓにつき20円						
	従量	18ℓにつき200円	一世帯180円、36ℓにつき200円		36ℓにつき100円		一世帯240円、1人280円		収集20ℓにつき50円、処分100ℓにつき20円						
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿処理の集約を図ることができ、処理経費が節減できる。</li> <li>し尿収集業者数が増加することにより、競争による収集委託料の削減が見込まれ、収集手数料の値下げが期待できる。</li> </ul>													
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽汚泥の収集形態が、委託制と許可制に分かれているため、2市8町全体の状況等から小田原市は許可制への移行を検討する必要がある。</li> <li>収集エリアが広大となるため、収集効率の悪化が予想される。</li> <li>収集効率を高めるため、現し尿収集業者の再編成が必要となるが、その編成に伴う行政支援のあり方。</li> <li>「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に対する支援のあり方。</li> </ul>													
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿処理の集約が図られ、処理施設の管理経費等が節減できる反面、収集エリアが広大となるため、収集効率の悪化により、し尿収集手数料の徴収事務委託料の増加が見込まれる。</li> </ul>													
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町の公共下水道の普及率が違うため、し尿等の一極集中処理は収集運搬量・ルート効率化の問題から順次段階的に進めていく必要があるため、当面は現況の収集処理体制で臨む。</li> <li>し尿収集業者の統合を図り、し尿収集車の効率的な稼働を行わせることにより、住民負担の軽減を図る。</li> </ul>													

事務事業調査 (59)

事務事業名		防災行政用無線整備事業											環境・防災分科会		
事業概要		防災行政用無線固定系における子局の数及び戸別受信機の設置状況													
事業比較	区分 (世帯数:135,443)	小田原市 (75,921)	南足柄市 (15,356)	中井町 (3,283)	大井町 (6,109)	松田町 (4,484)	山北町 (3,974)	開成町 (5,454)	箱根町 (6,778)	真鶴町 (3,300)	湯河原町 (10,784)	例示1	例示2	例示3	
	子局数	211	49	29	29	24	64	23	84	36	65	—	—	—	
	戸別受信機設置数	544	6,626	2,402	895	132	476	889	303	なし	103	—	—	—	
	戸別受信機設置先	公共施設、議員、自治会長等	住民希望者、公共施設	住民希望者、企業、公共施設	住民希望者、公共施設、議員、自治会長	住民希望者、公共施設、議員、自治会長、消防団	難聴地域、住民希望者	住民希望者、自治会長	公共施設、議員、自治会長、住民	—	町長、各部長、公共施設、自治会長	住民希望者、公共施設、議員、自治会長等	公共施設、議員、自治会長等	公共施設、議員、自治会長、住民希望者	
	戸別受信機価格 (1台あたり:円)	55,000	38,000	34,000	42,000	44,000	48,000	40,000	45,000	—	—	—	—	—	
	戸別受信機への助成金額 (1台あたり:円)	—	26,000	住民希望者に無償貸与	28,000	35,000	32,000	20,000	30,000	—	—	住民希望者に無償貸与	—	1/2 助成	
	保守点検費(単位:千円)	12,903	3,183	3,483	1,155	2,999	4,340	2,491	2,803	1,500	2,557	—	—	—	
現状の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定系の無線設備が、各市町で異なっている。(電波形式・周波数・メーカー等)</li> <li>戸別受信機の配布先は、各市町で異なっている。</li> <li>戸別受信機の住民希望者への無償貸与がなされているのは中井町である。</li> </ul>														
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市 (504千人)			川越市 (334千人)			横須賀市 (421千人)			岡崎市 (368千人)		姫路市 (535千人)		
	子局数	固定系については、合併した1町にあったのみで、全体での運用はしていない。			284			405			市内全域にはなし(旧額田町地域のみあり、別に運用している。)		市内全域にはなし(平成18年に編入した旧家島町、夢前町、香寺町、安富町地域のみあり 108)		
	戸別受信機設置数	なし			なし			132			旧額田町地域のみあったが退出時に返却してもらっている。		なし		
	戸別受信機配布先	なし			なし			住居数が少なく子局設置より戸別受信機設置の方が安価となる世帯に貸与			旧額田町地域		旧家島町、夢前町、香寺町、安富町地域の自治会長等		
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>一斉放送を行うことにより、2市8町の全域で同一の情報を周知することができる。</li> <li>南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町が実施している住民希望者への戸別受信機の設置を行った場合、各家庭でより明瞭に放送された防災関連情報の内容を確認することができる。</li> </ul>													
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>一斉放送を行うためには、無線設備を統一する必要がある。(電波形式・周波数・メーカー等)</li> <li>広域に放送するため、電波の到達状況を確認のうえ、中継局等を整備する必要がある。</li> <li>戸別受信機の配布先を小田原市のサービス水準に合わせた場合は、一般家庭への設置を行っている南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町の住民からの不満が想定される。</li> </ul>													
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線設備を統一するための設備投資が必要。(小田原市のデジタル化経費が7億5千万円ほどかかっていることから、子局数から推定すると新たに無線設備を統一するためには、20億円超の設備投資が必要になると思われる。)</li> <li>戸別受信機の全戸配布に伴う費用負担の増大。(新たに全世帯に無償貸与を行ったとすると、全体で58億2千万円ほど(43千円(戸別受信機平均単価)×135,443世帯)の負担増となる。)</li> </ul>													
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面の間、情報提供方法を統一した上で、既存の無線設備を使用し、放送を実施する。</li> <li>戸別受信機の一般家庭への配布の必要性や、助成制度について検討する。</li> </ul>													